

公 示

令和2年度下半期における臨時海技士国家試験を下記のとおり実施するので、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第22条第3項の規定により公示する。

令和2年10月28日

神戸運輸監理部長

記

試験開始期日	試験地	試験種別	予定人員	備考
令和2年 11月16日	神戸市	三級海技士 (電子通信)	4名	以下のすべてを満たす者に限る。 ① 船舶職員養成施設の課程を令和2年9月に修了する者を対象とした受験調査において受験希望「有」とした者 ② 当監理部が行った三級海技士(航海)の先行口述試験に合格し、三級海技士(航海)の海技免許を申請期間までに受けた者 ③ 大学等卒業後直ちに外航船に航海士として乗り組むことを雇用船社によって証明された者

(注) 1. 試験申請書は、令和2年11月11日までに当運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課へ提出すること。

2. 受験者数が予定人員より著しく減少した場合は、当該試験を中止することがある。

3. その他試験実施に必要な事項は、その都度公示する。